

社会福祉法人 26 法人

法人名	実施区分	実施日	文書指導事項	回答
社会福祉法人 いなほ会	一般指導監査	令和6年9月19日	なし	
社会福祉法人 栄喜会	一般指導監査	令和6年9月20日	評議員の任期について、定款に定められた期間と就任承諾書等の期間が異なります。補欠の評議員の任期は前任者の残任期間ですので就任承諾書等を訂正してください。	就任承諾書内の新任評議員4名の任期を前任評議員4名の残任期間へ訂正いたしました。
社会福祉法人 円明会	一般指導監査	令和7年2月12日	①理事については、評議員会において「社会福祉事業の経営について識見を有する者」、「地域の福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」として選任したことを、議事録等で明確にしてください。 ②監事については、評議員会において「社会福祉事業について識見を有する者」又は「財務管理について識見を有する者」として選任したことを、議事録等で明確にしてください。 ③必要な理事会の議事録が、主たる事務所に備え置かれていません。閲覧等を行えるようにするため、理事会の日から10年間、書面又は電磁的記録を漏れなく備え置いてください。	①理事については、評議員会において「社会福祉事業の経営について識見を有する者」、「地域の福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」として選任したことを、議事録等で明確にしていきます。 ②監事については、評議員会において「社会福祉事業について識見を有する者」、または「財務管理について識見を有する者」として選任したことを、議事録等で明確にしていきます。 ③理事会の議事録は、閲覧等を行えるようにするため、理事会の日から10年間、書面または電磁的記録を漏れなく主たる事務所に備えおくようにいたします。
社会福祉法人 感心感動の育成の会	一般指導監査	令和6年10月17日	なし	
社会福祉法人 こぐま会	一般指導監査	令和6年11月28日	①理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について、インターネットの利用により公表するものは、評議員会の承認を受けたものにしてください。 ②評議員会への欠席が多い評議員が存在しています。評議員会の牽制機能を弱めないためにも出席を強く求めるか開催日程に配慮するなどにより、欠席の解消に努めてください。 ③定款に記載された内容に対し、事実が異なっています。（理事長による職務執行状況の理事会への報告回数）	①今後は、理事・監事及び評議員の報酬等の支給基準については、評議員会の承認を受けて、公表してまいります。 ②欠席になりがちな評議員の都合を確認の上、日程を決め、会場参加が無理になった場合は、オンラインでの参加をしていただくよう努めてまいります。 ③定款第17条3を改定し、事実即した報告回数（毎会計年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上）とする提案を行い、承認を得ました。次回評議員会でも承認を得る予定です。
社会福祉法人 こばと	一般指導監査	令和6年10月22日	①定款は法令等に従い、必要事項を全て記載してください。（目的に病児保育事業を追記してください。） ②評議員会への欠席が多い評議員が存在しています。評議員会の牽制機能を弱めないためにも出席を強く求めるか開催日程に配慮するなどにより、欠席の解消に努めてください。	①令和7年3月7日、評議委員会を開催し、定款変更を上程し、決議後登記を行います。 ②令和6年6月28日の定時評議員会には出席を頂きました。引き続き欠席が起きない様、対応致します。
社会福祉法人 彩桜会	一般指導監査	令和6年12月19日	理事会に2回以上続けて欠席した理事が存在しています。出席を強く求めるか開催日程に配慮するなどにより、欠席の解消に努めてください。	理事が出席出来るように日程調整を図るとともに、テレビ会議等を活用し、理事の欠席の解消に努めます。
社会福祉法人 しらく会	一般指導監査	令和7年1月16日	なし	
社会福祉法人 信栄会	一般指導監査	令和7年1月7日	なし	
社会福祉法人 真宏会	一般指導監査	令和6年11月21日	なし	

社会福祉法人 26 法人

法人名	実施区分	実施日	文書指導事項	回答
社会福祉法人 清晚会	一般指導監査	令和7年1月10日	なし	
社会福祉法人 聖陵会	一般指導監査	令和6年12月12日	評議会への欠席が多い評議員が存在しています。評議員会の牽制機能を弱めないためにも出席を強く求めるか開催日程に配慮するなどにより、欠席の解消に努めてください。	当該評議員の出席が難しいため交代を予定しております。
社会福祉法人 たちばな保育園	一般指導監査	令和7年1月17日	①評議員会の招集通知に必要事項が一部記載されておりません。目的である事項に係る議案の概要を漏れなく記載してください。 ②評議員会の目的である事項に係る議案の概要については、漏れなく理事会の決議により定めてください。 ③評議員会及び理事会での決議にあたり、特別の利害関係を有する評議員が存在するか否かの確認を行い、確認を行ったことが分かるようにしてください。 ④理事会に2回以上続けて欠席した理事が存在しています。出席を強く求めるか開催日程に配慮するなどにより、欠席の解消に努めてください。	①今後は記載するようにいたします。 ②今後は理事会にて決議の後、評議員会の議案にするようにいたします。 ③今後は確認し議事録に記載するようにいたします。 ④理事会開催の際には前回欠席の理事を優先して日程を組むようにいたします。
社会福祉法人 つぼみ会	一般指導監査	令和6年12月20日	理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事の過半数の同意を得てください。	次回より、左記のここのないよう改善いたします。
社会福祉法人 なかよし愛育会	一般指導監査	令和7年2月19日	なし	
社会福祉法人 博善会	一般指導監査	令和6年8月20日	①定款は直近の内容のものを公表してください。 ②評議員会及び理事会での決議にあたり、特別の利害関係を有する評議員等が存在するか否かの確認をしてください。また、確認をしたことが分かるようにしてください。 ③理事会及び評議員会の議事録については、必要事項を全て記載してください。（理事会及び評議員会が開催された時間、評議員会に出席した理事の氏名）	①直近の内容のものに差替えいたしました。 ②令和6年度より確認いたします。 ③令和6年度より記載いたします。
社会福祉法人 久伊豆福祉会	一般指導監査	令和6年7月31日	理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事の過半数の同意を得てください。	令和5年3月28日理事会に於いて監事1名が欠席でした。今後は、監事選任案に関する同意書を欠席の監事よりもらうようにいたします。
社会福祉法人 ひなどり保育園	一般指導監査	令和7年1月8日	なし	

社会福祉法人 26 法人

法人名	実施区分	実施日	文書指導事項	回答
社会福祉法人 福田会	一般指導監査	令和7年2月14日	①定款に記載された内容に対し、事実が異なっています。（評議員会において予算承認を行ってください。） ②業務執行理事の選定は、法令及び定款に定める手続により行ってください。 ③評議員会の日時、場所、議案の概要等については、漏れなく理事会の決議により定めてください。 ④評議員会の1週間前までに、評議員に招集の通知をしてください。 ⑤評議員会への欠席が多い評議員が存在しています。評議員会の牽制機能を弱めないためにも、出席を強く求めるか開催日程に配慮するなどにより、欠席の解消に努めてください。 ⑥理事会に2回以上続けて欠席した理事が存在しています。出席を強く求めるか開催日程に配慮するなどにより、欠席の解消に努めてください。 ⑦理事長は、理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしてください。 ⑧評議員の報酬等は定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って速やかに支給してください。 ⑨未精算の仮払・仮受金について、原因を究明し適切に精算してください。	①評議員会における予算の承認についての事項を定款変更するべく、理事会・評議員会に諮ります。 ②定款に記載の役員の定数について、業務執行理事の選定の変更を理事会・評議員会に諮ります。 ③漏れなく決議を行うよう努めます。 ④遅滞なく通知を出すよう努めます。 ⑤開催日程の調整、欠席の解消に努め、評議員会が正常に機能するよう努めます。 ⑥開催日程の調整、欠席の解消に努め、理事会が正常に機能するよう努めます。 ⑦理事会において、3か月に1回職務執行に関する報告を行います。 ⑧今後は、原則都度毎に報酬の支給を行うようにします。 ⑨未精算の仮払、仮受金について、令和6年度の会計処理にて原因究明して適正に精算処理を行います。
社会福祉法人 豊響会	一般指導監査	令和6年12月13日	なし	
社会福祉法人 芳真会	一般指導監査	令和7年1月30日	評議員会の目的である事項に係る議案の概要については、漏れなく理事会の決議により定め、評議員会の招集通知に記載してください。	次回評議員会より理事会の決議で定めた議案を招集通知に記載し行う。
社会福祉法人 朋仁会	一般指導監査	令和6年11月1日	①理事会議事録に記載されていない事項があります。審議された事項については議事録に漏れなく記載してください。（評議員会の日時、場所、議案の概要等について、理事会の決議により定めたことが確認できないときがあります。） ②評議員会及び理事会での決議にあたり、特別の利害関係を有する評議員等が存在するか否かの確認を行ったことを議事録等で明確にしてください。 ③理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準（「役員及び評議員の報酬等に関する規程」）について、評議員会の承認を受けてください。	①評議員会の招集に関する理事会決議について、審議事項として漏れなく記載することを徹底します。 ②特別の利害関係を有する評議員等の出席の有無については、理事会、評議員会での決議に当たり必ず確認すると共に、議事録に記載することを徹底します。 ③承認を受けた評議員会の記録が確認できませんでした。今後、直近の評議員会で改めて承認を受け、議事録に残します。
社会福祉法人 まきば会	一般指導監査	令和7年2月21日	なし	

社会福祉法人 26 法人

法人名	実施区分	実施日	文書指導事項	回答
社会福祉法人 美桜里会	一般指導監査	令和7年1月23日	①定款に記載された内容に対し事実が異なっていますので、整合性をとってください。（基本財産に関すること） ②定款変更について、評議員会の決議が成立しているにもかかわらず、所轄庁の認可又は届出の手續が行われていません。適正な手續を行ってください。 ③評議員会への欠席が多い評議員が存在しています。評議員会の牽制機能を弱めないためにも、出席を強く求めるか開催日程に配慮するなどにより、欠席の解消に努めてください。	①令和6年度の決算時に整合性をとるように進めます。 ②福祉総務課様に確認をし、適正に進めます。 ③次回より努めてまいります。
社会福祉法人 藍青会	一般指導監査	令和7年2月26日	①評議員会の目的である事項に係る議案の概要については、漏れなく理事会の決議により定めてください。 ②評議員会及び理事会での決議にあたり、毎回特別の利害関係を有する評議員等が存在するか否かの確認を行い、確認を行ったことが分かるようにしてください。 ③理事会について、開催の事実がない議事録が作成されています。適切に開催し、議事録は正しく作成してください。	①次回の理事会より、評議員会の目的である事項に係る議案の概要を決議致します。 ②次回の理事会及び評議員会において、毎回議案ごとに利害関係の有無を確認し、書面に残します。 ③次回の理事会以降、決議の省略で適切に開催し、議事録を正しく作成致します。重要議案についてはこれまで通り、理事会の開催（Zoomを含む）を実施致します。
社会福祉法人 若葉会	一般指導監査	令和6年9月13日	なし	